

公 募 公 告

当所において下記に掲げる業務の発注を行うにあたり、申込書等の提出を招請する公告を実施します。

令和5年3月10日

分任支出負担行為担当官
東京空港整備事務所長 阿野 貴史

1. 業務名

令和5年度 東京空港整備事務所乗用自動車による旅客運送

2. 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3. 業務の内容

本業務は、乗用自動車による旅客運送をするものである。

4. 公募に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を、営業区域として「東京都特別区」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。
- (3) 東京都大田区内に営業所を有していること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再審査を受けたものを除く。)でないこと。
- (5) 関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 公募説明書の配布日時及び場所

(1) 配布日時

令和5年3月10日（金）から令和5年3月20日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分とする。（最終日は14時00分まで）

(2) 配布場所

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 東京国際空港第三庁舎4階
東京空港整備事務所 品質管理課 契約審査係 電話 03-5757-2075
電子メール pa.ktr-haneda-hk@mlit.go.jp

6. 申込書の提出期限及び場所

(1) 提出期限

令和5年3月20日（月）14時00分まで

(2) 提出場所

5.(2)に示す場所に、持参又は郵送もしくは託送により提出すること。(郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。)

7. 契約者の決定方法

申込書等必要書類を提出した者のうち、上記4.に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

8. 契約書の作成の要否 要

9. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な要件を満たさない者の申込書等は無効とする。

10. その他

(1) 申込書等については、日本語で記載すること。

(2) 本手続についての照会窓口は、5.(2)に同じ。

(3) 契約期間開始日は令和5年4月1日からとし、契約締結日は令和5年4月3日とする。ただし、4月3日までに令和5年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は4月4日以降、予算が成立した日とする。

(4) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(5) 詳細は説明書による。